

当院は医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

・オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。

・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。(今後導入予定です。)

<外来感染対策向上加算について>

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

○管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。

○院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修を行っています。

○感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応とします（発熱外来）。

○抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。

○標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員が

それに沿って院内感染対策を推進していきます。

○感染対策に関して県・市医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

当院では、感染防止対策を医院全体として取り組み、患者様・職員・その他医院関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

<医療情報取得加算について>

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

<医療 DX 推進体制整備加算について>

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

<生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）について>

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

厚労省による令和6年（2024年）6月1日の診療報酬改定に伴い、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願い致します。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上での長期の投薬を行う場合がございます。